

農林漁業者の皆様へ

宇土市農林漁業支援給付金のお知らせ

【対象者】 以下の条件に全て該当するもの

- (1) 令和2年1月1日前から市内に住所（法人にあつては事業所）を有する者
- (2) 国の持続化給付金の支給額が上限額（個人:100万円，法人:200万円）に達している者
- (3) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者
- (4) 市税等を滞納していないこと。

【給付金額】

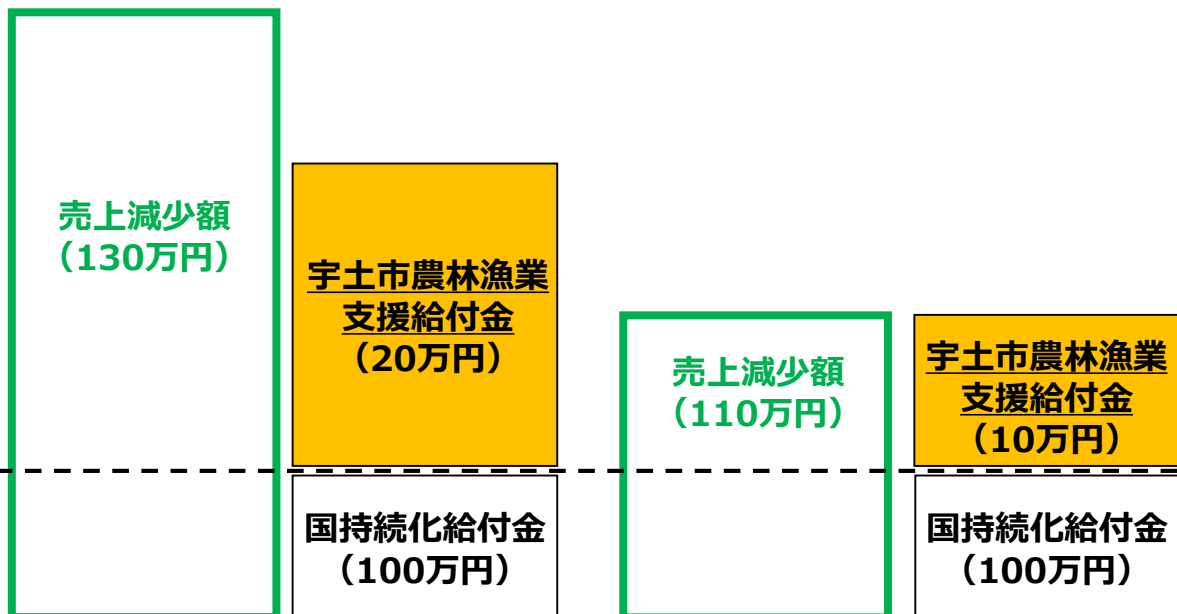
国の持続化給付金で算定した収入減少額から，国の持続化給付金の額を差し引いた額（上限20万円） ※1,000円未満切り捨て

<例>

130万円

110万円

100万円



<例① 売上減少額130万円の場合>

<例② 売上減少額110万円の場合>

【申請期間】

令和3年3月17日まで

【申請書類】

農林水産課窓口で配布しておりますので，一度ご相談ください。

問い合わせ先：宇土市役所 農林水産課 農業振興係・林務水産係

TEL 0964-22-1111